向上設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付													F度 動結 F度		•			法人名	()
$\overline{}$									条の	12の	4 第 1	- 項		42 🗐	そ の 1	12の	4 第	1項	424	条の12	2の4	第 1	項
特	別	償	却	の	種	類	1				5 第 1					15の				・ 条の15			
事		業	の	——	重	類	2																
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定経営力向上設備等の種類等							3	()	(,)	()
特定経営力向上設備等の名称							4																
設置した工場、事業所等の名称							5																
取	得	· 等	: £	手	月	日	6			•	•					•	•			•		•	
指定	定事	業の用	月に供	もし7	を年月	月日	7			•	•				,	•	•			•		•	
購			入			先	8																
取		得		価		額	9					円						円					円
普	通	償	却	限	度	額	10																
特	別	償 (9)	却 —	限 (10)	度	額	11																
償	却・	準備	金っ	方 式	の区	分	12	償	却	• 準	重備 组	金		償	却	• 準	備	金	償	却·	準(備 金	È
		企業等組 図 定 を					13									•				•		•	
適		力向上記					14																
用要	中小	企業等	経営引	強化法	去施 行:	規則	15				•					•	•			•		•	
件	該当する旨の確認を受けた年月日 中小企業等経営強化法施行規則 第8条第2項第2号の設備に					10																	
等	該当	采 男 2 する 標 準 化	旨の	確 認	書の看	番 号	16																
	標準	会議の 西 及	規格1	540	8に基	づく · 無			有	•	無				有	•	無			有	•	無	
						中	小	企業	者	又	は中	小	連	結	法	人の)判	定					
発総	行 済 数	 株 : 又		は は	出資総	の 額	18					大株規	Ė	順位		大規	l 模 沿	去人名			式数資金		
常	— 時 使	用す	- る 征	_	_ 員の	数数	19		_		人	式 模		1			_		24				
規	数等	第1月出資			式数刀	スは (24)	20					法 数 人							25				
模法	Ø	保	有	割	合	(20)	21				%	の等保の							26				
Ø		大規格			·の株式	式数 (28)	22					有すり							27				
株式	割合	保	有	割	合	(22)	23				%	る細	Ī		(24) -	計 ⊢ (25) ⊣		⊢ (27)	28				

特別償却の付表(九)の記載の仕方

1 この付表(九)は、青色申告法人が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の12の4第1項《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)又は連結法人が措置法第68条の15の5第1項《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合(この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。)に、特定経営力向上設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとに この付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の() 内に記載してください。

- 2 この付表(九)は、まず、(18)欄から(28)欄までの各欄を記載 し、次いで、(1)欄から(17)欄までの各欄を記載します。
- 3 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の12の4第1項又は 第68条の15の5第1項のいずれの規定の適用を受けるもので あるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- 4 「事業の種類2」には、特定経営力向上設備等を事業の用に 供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 5 「特定経営力向上設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定経営力向上設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定経営力向上設備等が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 6 「取得価額9」には、特定経営力向上設備等の取得価額を記載します

ただし、その特定経営力向上設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により 経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産にあっては、その区分に応じ、それ ぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してく ださい。

- (1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円未満の もの
- (2) 工具、器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円未満のもの
- (3) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円未 満のもの
- (4) ソフトウエア…一のソフトウエアの取得価額が70万円未 満のもの
- 7 「普通償却限度額10」には、事業の用に供した日を含む事業 年度(又は連結事業年度)の普通償却限度額を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定経営力向上設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを〇で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1)「中小企業等経営強化法第13条第1項の認定を受けた年月 日13」には、中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する 経営力向上計画について認定を受けた年月日を記載します。

なお、同項に規定する経営力向上計画(以下「経営力向上 計画」といいます。)の写し及びその経営力向上計画に係る 認定書の写しの添付が必要となりますので注意してくださ い。

(2) 「経営力向上設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項 14」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が 中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上 設備等に該当するものであることを判定する上で参考とな る事項をできるだけ具体的に記載します。

なお、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第1号の設備(生産性向上設備)に該当することについて、工業会等が発行する証明書を経営力向上計画の申請書に添付することとされています。この証明書は、工業会等が任意に発行しているものですが、本制度の適用を受けられる設備かどうかの参考となりますので、本欄に証明書の発行を受けた旨を記載するとともに、経営力向上計画の写しと併せてその写しを添付してください。

- (3)「中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第2号の設備に該当する旨の確認を受けた年月日15」には、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第2号に規定する設備(収益力強化設備)に該当することについて、その投資計画につき、同号の規定による経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けた年月日を記載します。この確認を受けた投資計画に記載されていない設備については、同号に規定する経営力向上設備等に該当しませんので注意してください。
- (4)「中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第2号の設備に該当する旨の確認書の番号16」には、(3)の確認の際に交付された確認書の番号を記載します。

なお、この確認書の交付を受けた場合には、その写しを添 付してください。

- (5) 「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無17」には、特定経営力向上設備が措置法令第27条の12の4第1項(又は第39条の46第1項)に規定するソフトウエアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものについて、その評価及び認証の有無を記載します。
- 10 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定 経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日 の現況により法人の発行済株式等の状況(その法人が連結子法 人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載 するほか、次によります。
 - (1) 「保有割合21」が50%以上となる場合又は「保有割合23」が3分の2 (66.666…%) 以上となる場合には、措置法第42条の12の4第1項又は第68条の15の5第1項の規定の適用はありませんので、注意してください。
 - (2)「大規模法人の保有する株式数等の明細24~27」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
 - (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。